

# 新型コロナウイルス感染症への対応について

# 1 生活困窮者支援関係

# 支援現場への影響

## 支援現場の状況

### ① 相談件数の増加

- 新規相談受付件数（令和2年度）：約78.6万件（令和元年度の24.8万件的約3.2倍）、
- プラン作成件数（令和2年度）：約13.9万件（令和元年度の7.9万件的約1.7倍）

### ② 特例的な経済支援策

- 緊急小口資金等の特例貸付（令和2年度）：約189.2万件（令和元年度の約1.0万件的約182倍）
- 住居確保給付金の支給件数（令和2年度）：約13.5万件（令和元年度の約4000件の約34倍）
- 生活困窮者自立支援金の支給件数（令和4年2月末時点）：約17.3万件

### ③ 新たな相談者層の顕在化や相談内容の複雑化

- 個人事業主やフリーランス、外国人、若年層など、これまで相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層が顕在化。
- コロナ禍では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加。



## 支援現場への主な影響

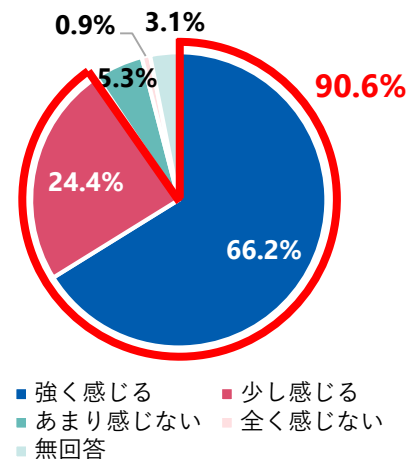
### ① 伴走型支援の実践が困難

- 従来法が想定していなかった特例的な給付貸付事務に連日対応。
- 令和2年度の調査では、90.6%の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じ、56.1%の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。

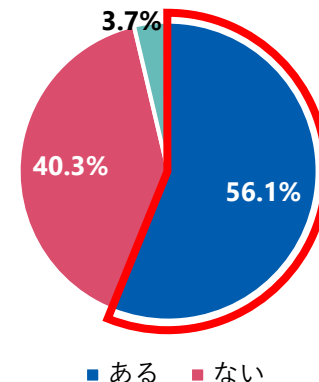
### ② 労働環境の悪化・人手不足

- 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%。（人口20万人以上の市では76.5%）※1
- コロナ禍に伴う対応強化に向けて、支援員の負担が過大となっている自治体は79.6%、人員配置の充実が必要だが、増員等の予定がなかった（ない）自治体は29.8%。※2

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につながっていないケース



※1 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

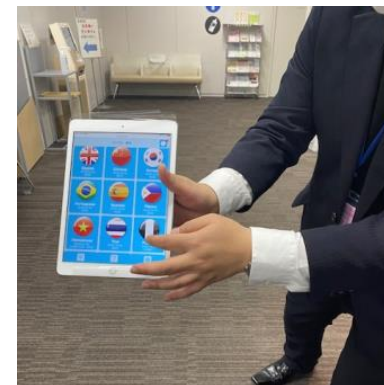
※2 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」北海道総合研究調査会

# 支援現場や国の対応

## 支援現場における対応

- **相談員等の加配による自立相談支援体制の強化**
  - ・ 相談者の増加に対応するため、35.8%の自治体において、支援員等の加配を実施。\*
- **電話・メール・SNS等を活用した相談支援**
  - ・ 感染防止の観点から、対面での面談が難しくなったなどにより、39.2%の自治体において、電話・メール・SNS等を活用した支援を実施。\*
- **個人事業主や外国人など新たな相談者層への支援**
  - ・ 持続化給付金等事業者向けの制度など、他制度も含めたパンフレットを配布。
  - ・ 通訳の配置、多言語対応のための機器購入等により、日本語を話せない外国人への支援を実施。
- **他の支援機関・支援団体との連携強化**
  - ・ 約半数の自治体が生活保護（福祉事務所）やハローワーク、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等と新たに連携強化。
  - ・ 59.7%の自治体で社会福祉協議会やNPO法人等と連携した食料支援を実施。\*
- **任意事業の活用**
  - ・ 住居を失った生活困窮者に対して、一時生活支援事業により宿泊場所を提供するとともに包括的な支援を実施。
  - ・ コロナ禍の影響で収入が減少した場合や、特例貸付を利用する場合などに、支出の見直しを行うための家計相談を実施。

\* 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）



## 国の対応

1. 経済支援策（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）
2. 生活困窮者自立支援の機能強化、NPO等民間団体と連携した支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）
3. 住まい対策の推進

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年6月末から令和4年8月末へ延長。

予算措置額合計：2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

## 【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

## 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

### 償還免除

について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

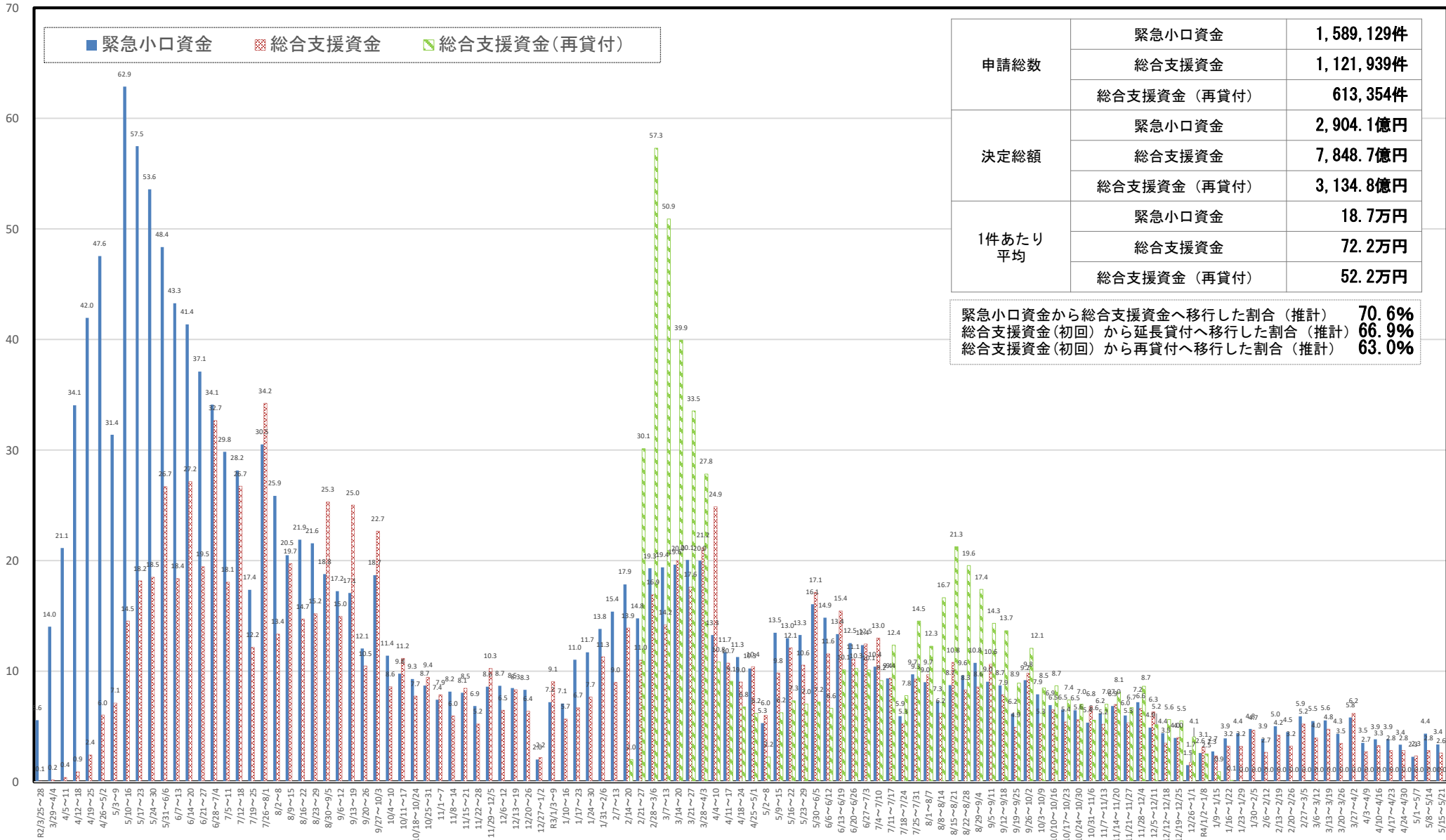
- ・緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和4年5月25日現在（速報値）

申請件数(千件)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。 5

# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和4年度予算額

負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ① 離職・廃業後2年以内の者

② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6か月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

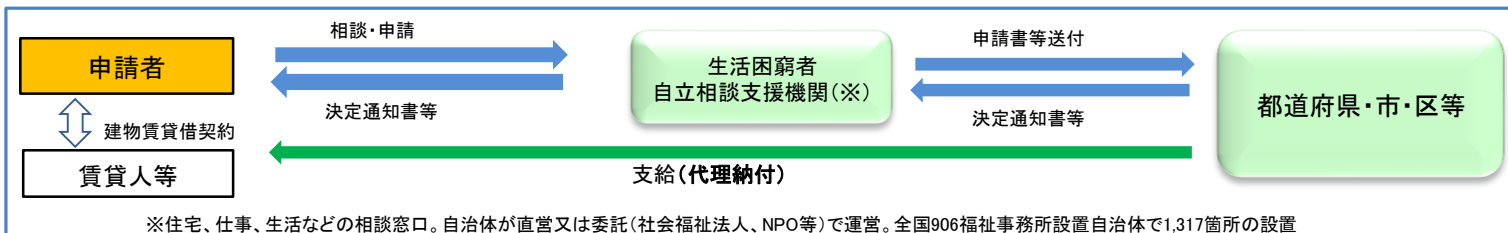
【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

令和4年8月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする予定。

令和4年8月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする予定。

・②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない  
・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。また、当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減らす(各々月1回)。



## 住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和3年度）

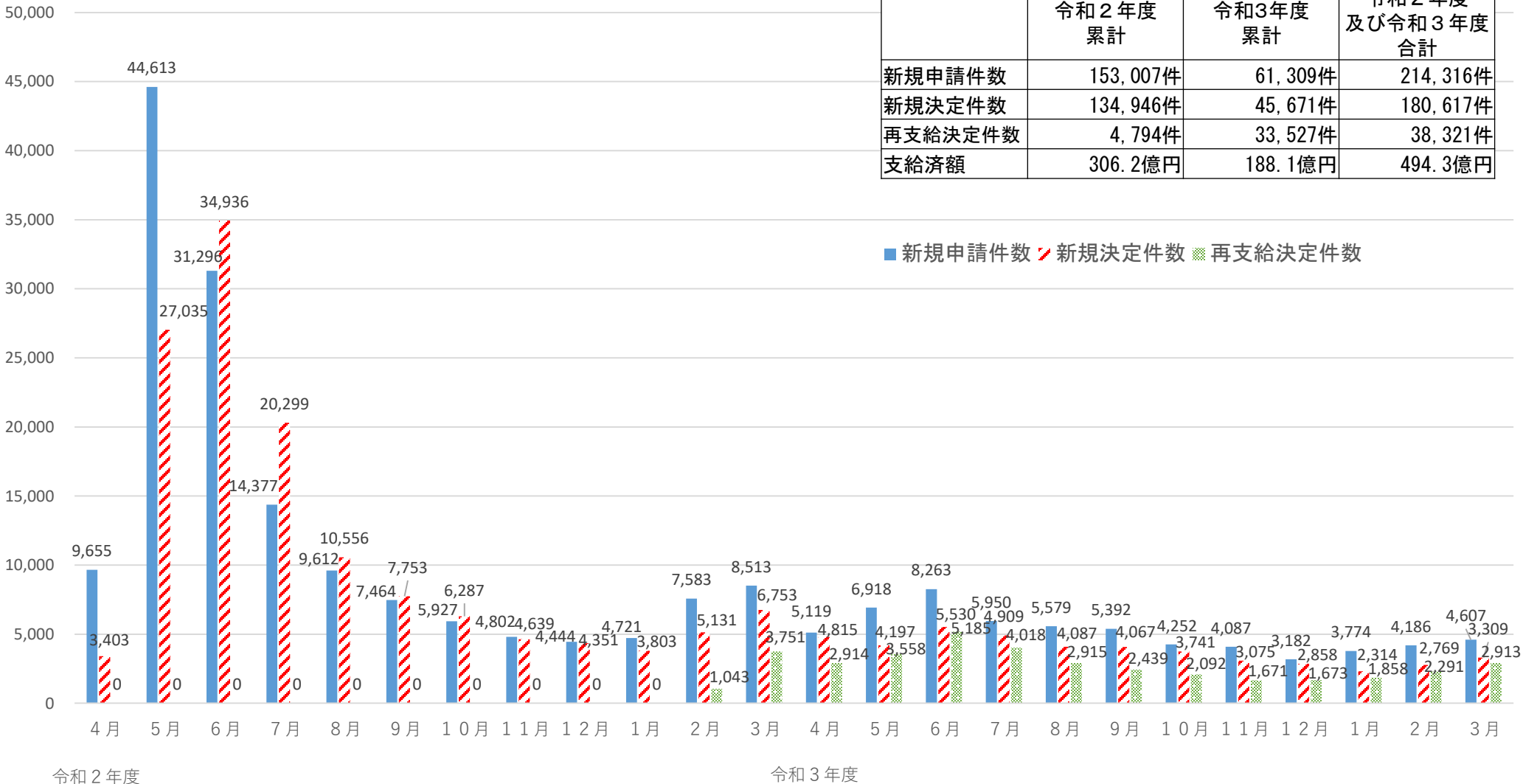
- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



※令和3年度の件数については、速報値のため変動する可能性があります。7

# R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

(件)



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

# 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

予算額 1,526億円（令和3年度予算現額（流用） 589億円、令和3年度補正予算額 937億円）

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
  - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの  
（注）緊急小口資金及び総合支援資金を借り終わった世帯。生活保護世帯は除く。
    - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下  
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
    - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
    - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
      - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
      - ※ 当分の間、ハローワーク等での相談（月2回以上）や企業への応募等（週1回以上）の回数を減ずる（各々月1回）。
  - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定  
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
    - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
  - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和4年6月末から8月末へ延長）
    - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
      - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
      - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
  - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る、2月末時点の申請・決定件数は以下のとおり。

申請件数		支給決定件数			支給済額
		うち、単身世帯	うち、2人世帯	うち、3人以上世帯	
初回	161,577件	130,357件			225.2億円
		72,587件	27,130件	30,640件	
再支給	51,242件	42,456件			46.1億円
		22,850件	9,401件	10,205件	
合計	212,819件	172,813件			271.3億円
		95,437件	36,531件	40,845件	

(注)

○ 申請件数、支給決定件数、支給額は、それぞれ2月末までに実施主体において受付、決定、支給をした実績を計上。

※ 支給決定や支給にあたり、月またぎの決定、支給があることに留意。

※ 上記支給決定件数に対する三月分の支給決定額は、(初回支給)約287.7億円、(再支給)約94.3億円。

(参考) 自立支援金の支給額・支給期間・申請期限

・支給額 : 一月ごとに、単身世帯;6万円、2人世帯;8万円、3人以上世帯;10万円

・支給期間: 三月

・申請期限: 令和4年6月30日

※ 令和3年12月以降、支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、再支給(3か月)が可能。

(注) 令和4年3月31日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。



# 生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数  
(令和3年度 補正予算51億円 + 令和4年度 予備費11億円)

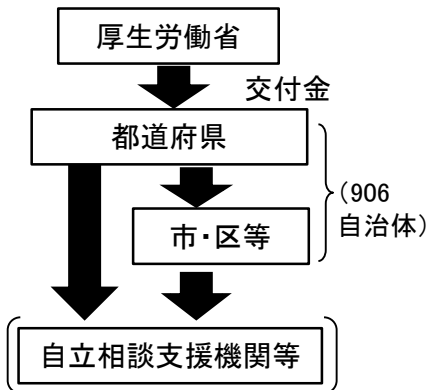
## 【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

### 事業実施主体

都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体、  
906自治体)

### 補助の流れ



### 補助率

- ①～⑩ 国 3/4
- ⑪ 国 10/10

### 事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
  - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
  - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

# 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み） ※ 令和3年度：34自治体を実施（国庫補助協議）

## 事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

### （1）居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

### （2）居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

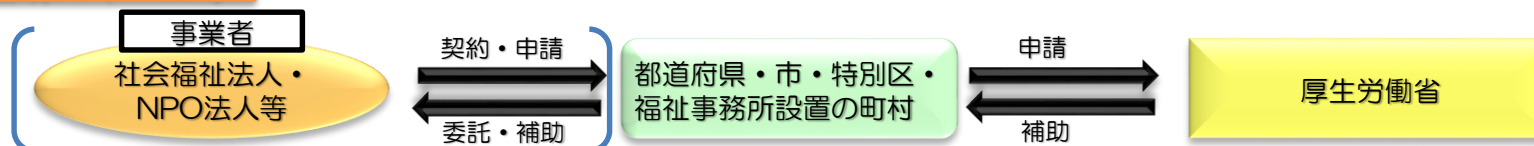
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

### （3）入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

## 補助スキーム等



（1）実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

（2）補助率：国3／4、自治体1／4

# 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

6億円（令和3年度補正予算 5億円 令和4年度予備費 1億円）

## 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援することを目的とする。

## 事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）に、新たに「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を創設する。

## 事業スキーム図



## 令和4年度予備費

新型コロナ禍において物価高騰等の影響の大きい生活困窮者等に対する支援を強化するため、日常生活用品、食料等の支援を通じた社会的なつながりを構築・維持する事業を行う民間団体の取組を支援する。

## 助成事業概要

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	①新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤立・孤独に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 ②上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業	
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	50～900万円 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円
助成対象者	次のすべての要件を満たす団体とする。 (1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体 社会福祉法人、医療法人、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）、NPO法人（特定非営利活動法人）、一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）、その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者等（以下「生活困窮者等」という。）に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。 (3) 孤立・孤独に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること。	

## (参考)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

### 1. 対象者

- ① 基準日において世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※1 ①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※2 基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日。

### 2. 給付額

1世帯当たり10万円

### 3. 実施主体

市町村(特別区を含む)

### 4. 予算措置額合計

15,377億円

- ・令和3年度第1次補正予算:14,323億円
- ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費(3/25):1,054億円

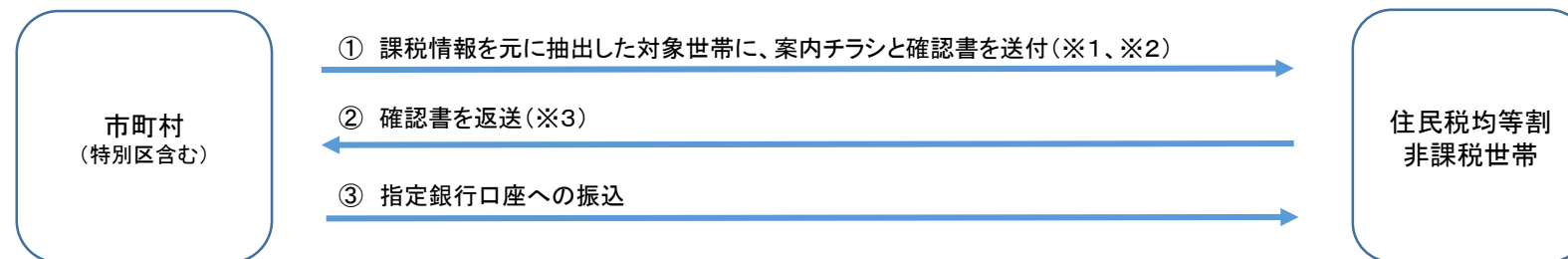
※全額国庫負担(実施にかかる事務費を含む)

### 5. 給付時期

準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始 (※給付金の申請期限は令和4年9月30日)

### 6. 事業スキーム(イメージ)

《上記①の場合のイメージであり、②の場合は対象者の申請に基づき給付。》



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。

※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。

※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

# (参考) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

## (1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等** (低所得のひとり親世帯)
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**  
(その他低所得の子育て世帯)  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))

## (3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市(特別区を含む)  
及び福祉事務所設置町村  
その他低所得の子育て世帯：市町村(特別区を含む)

## (5) 予算額

2,043億円(事業費1,889億円、事務費154億円)  
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## (6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給(**申請不要**)  
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給(**要申請**)
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給(**申請不要**)  
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(例：**高校生のみ養育世帯**)や**直近で収入が減収した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給(**要申請**)

## (2) 給付額

児童一人当たり一律**5万円**

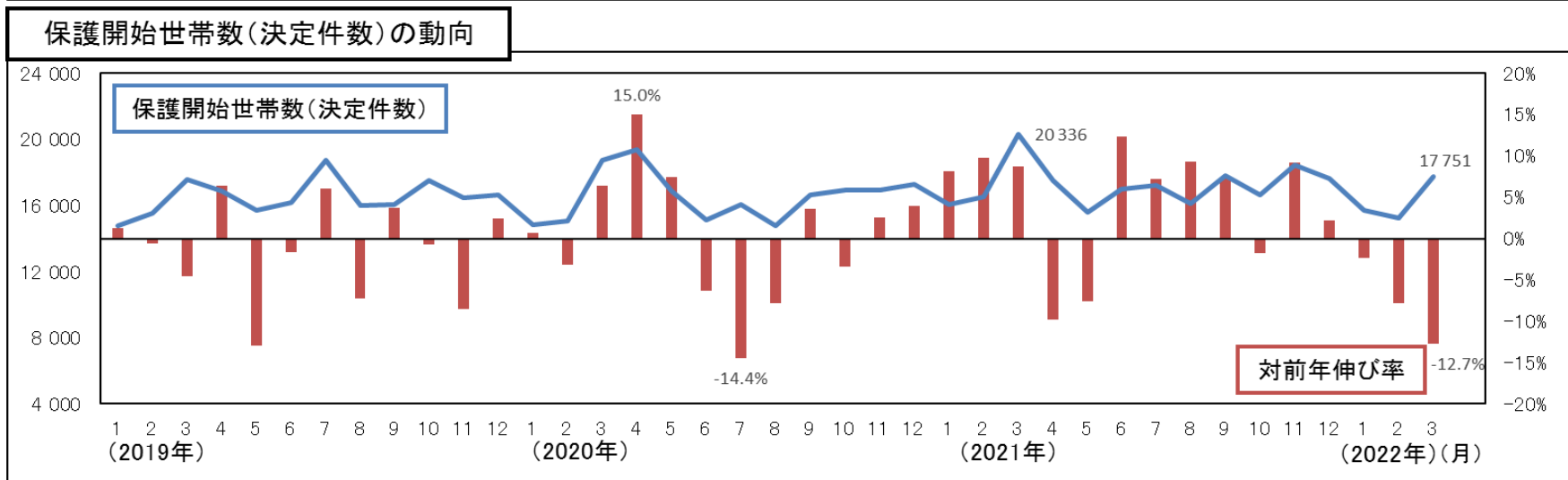
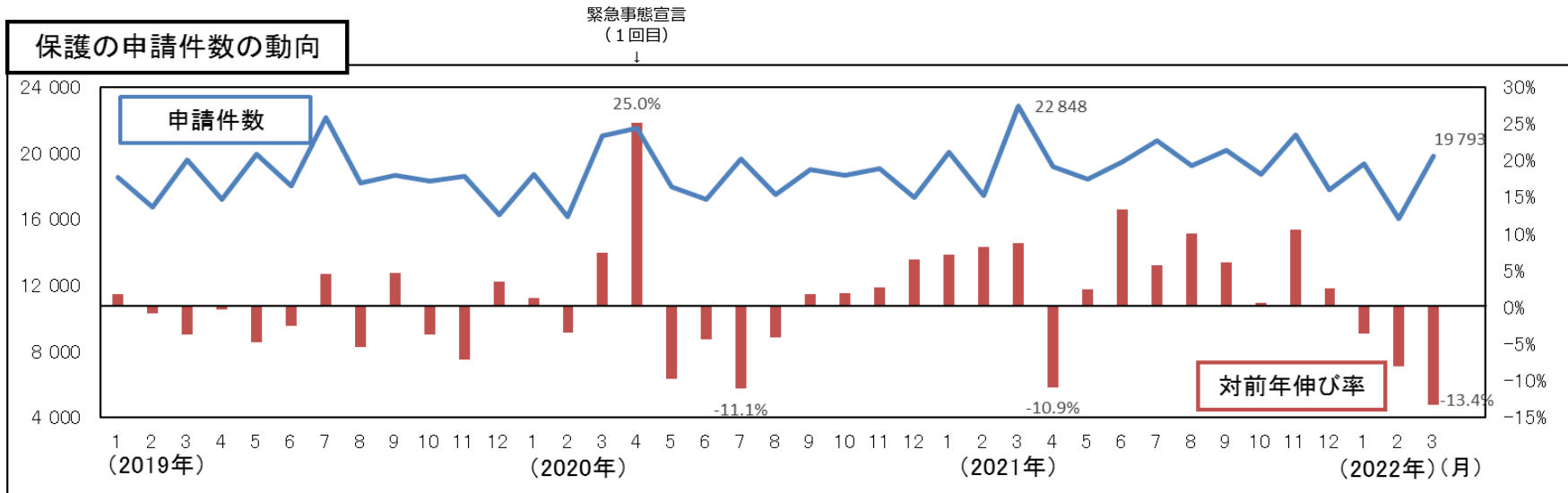
## (4) 費用

全額国庫負担(10/10)  
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

## 2 生活保護関係

# 新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

- 生活保護の申請件数について、令和2年度の前年同月比をみると、4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少したが、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度は前年の急増を受け、4月に減少した後、5月以降は8ヶ月連続で増加していたが、1～3月は減少した。



## ■生活保護受給者数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活保護受給者数(万人)	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9	204.0	203.8	203.4	203.6
対前年同月比(%)	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.5	▲0.5	▲0.6	▲0.7	▲0.8
対前月比(%)	0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.05	▲0.03	▲0.03	0.02	▲0.01	0.1	0.04	▲0.1	▲0.2	0.1

## ■生活保護受給世帯数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4	164.5	164.4	164.2	164.3
対前年同月比(%)	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.1
対前月比(%)	0.3	▲0.2	▲0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1	0.1

## ■保護の申請件数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護の申請件数	22,848	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093	17,751	19,334	16,023	19,793
対前年同月比(%)	8.6	▲10.9	2.4	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6	2.6	▲3.6	▲8.1	▲13.4
対前々年同月比(%)	16.7	11.4	▲7.6	8.3	▲6.1	5.5	7.9	2.4	13.6	9.2	3.3	▲0.6	▲5.9
対前月比(%)	31.1	▲16.1	▲4.0	5.9	6.6	▲7.5	5.0	▲7.1	12.6	▲15.8	8.9	▲17.1	23.5

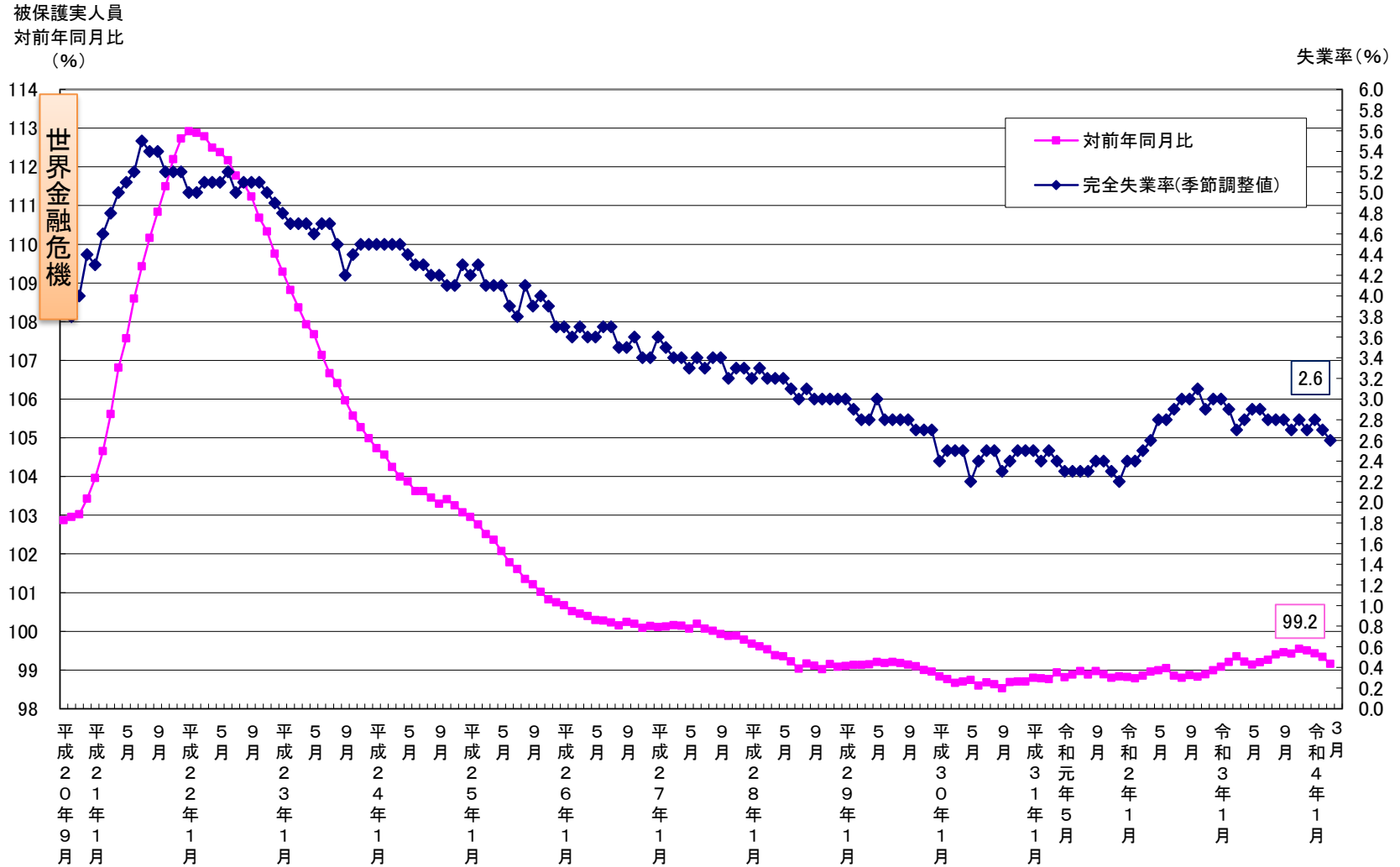
## ■保護開始世帯数(決定件数)

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護開始世帯数	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	18,447	17,648	15,688	15,232	17,751
対前年同月比(%)	8.7	▲9.8	▲7.7	12.4	7.2	9.3	7.3	▲1.7	9.1	2.2	▲2.4	▲7.8	▲12.7
対前々年同月比(%)	15.6	3.7	▲0.7	5.3	▲8.2	0.8	11.2	▲5.1	11.9	6.2	5.6	1.3	▲5.1
対前月比(%)	23.1	▲14.0	▲10.8	9.0	1.1	▲6.2	10.5	▲6.7	10.9	▲4.3	▲11.1	▲2.9	16.5

※令和3年4月以降は速報値、資料:「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

# 被保護実人員の対前年同月比と失業率の推移

○ 世界金融危機時と比べ、失業率の上昇は小幅に抑えられており、被保護人員の増加も抑制されている。

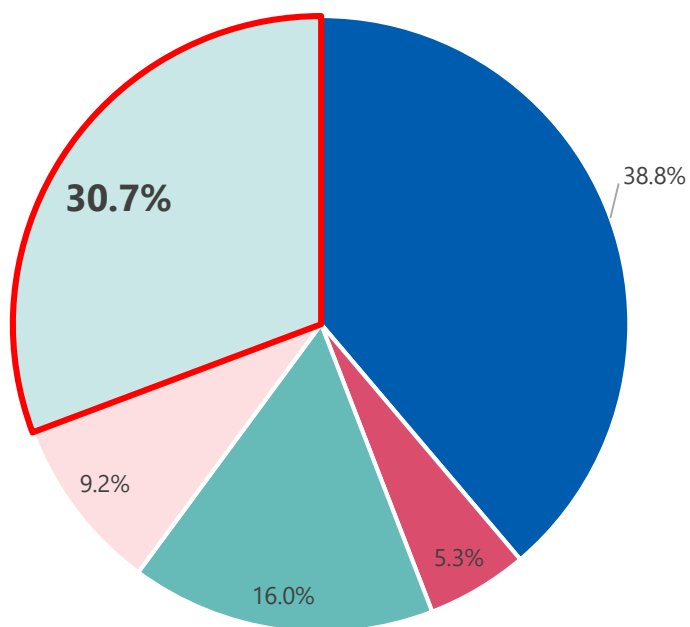


資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成24年3月以前は福祉行政報告例)[令和3年4月以降は速報値]、労働力調査(総務省)

## 世帯類型別 保護開始世帯数の構成割合

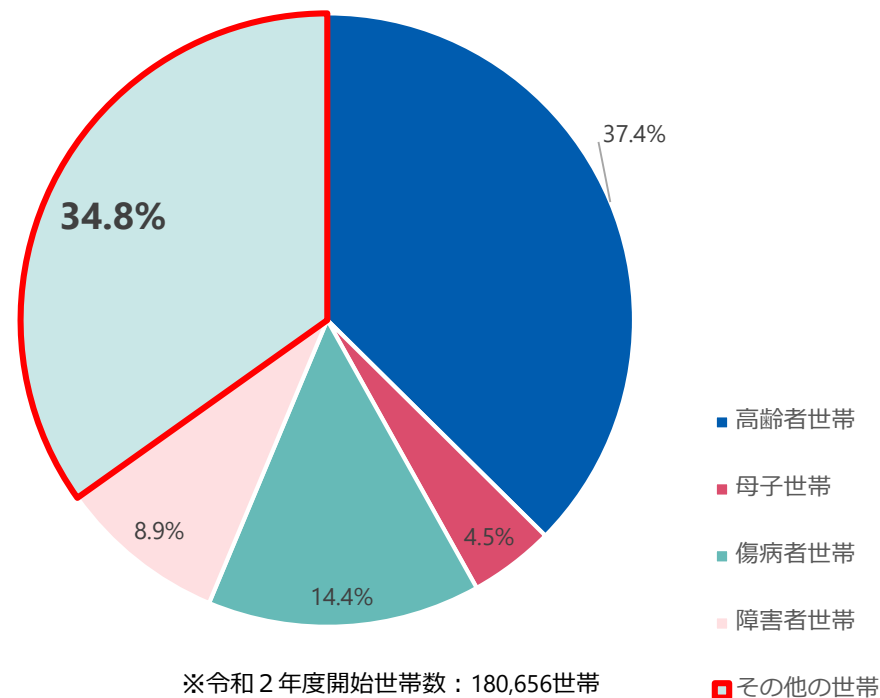
- 新型コロナウイルス感染拡大の前（令和元年度）と感染拡大後（令和2年度）とで、保護を開始した世帯の世帯類型の構成割合を比較すると、「その他の世帯」の割合が4%程度高くなっており、他の世帯類型の割合は低くなっている。

令和元年度 保護開始世帯数×世帯類型



※令和元年度開始世帯数：177,301世帯

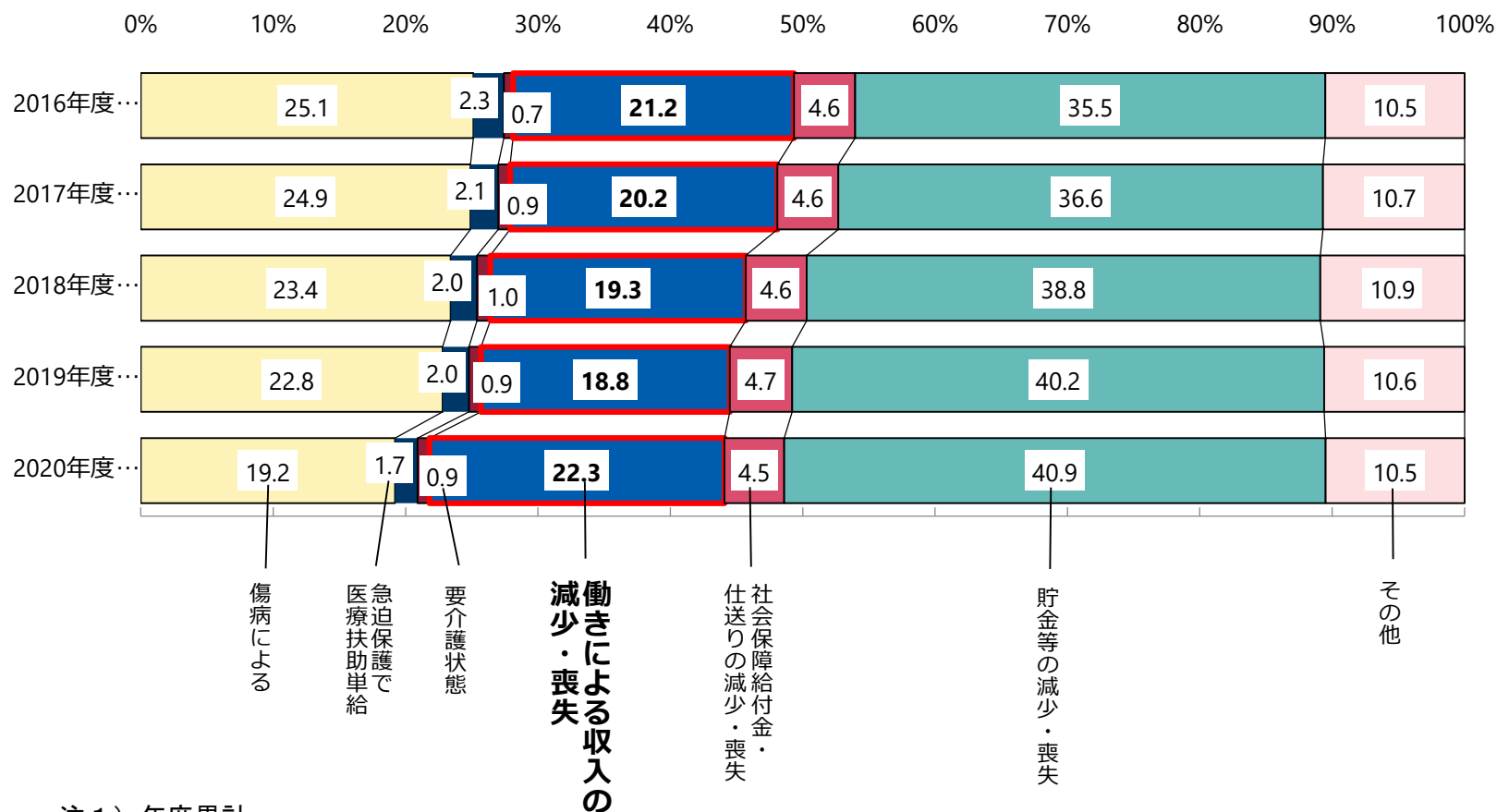
令和2年度 保護開始世帯数×世帯類型



※令和2年度開始世帯数：180,656世帯

# 保護開始の主な理由別 保護開始世帯数の構成割合

○ 各年度中に保護を開始した世帯の主な保護開始理由のうち、「働きによる収入の減少・喪失」は令和元年度にかけて減少していたが、令和2年度には増加している。



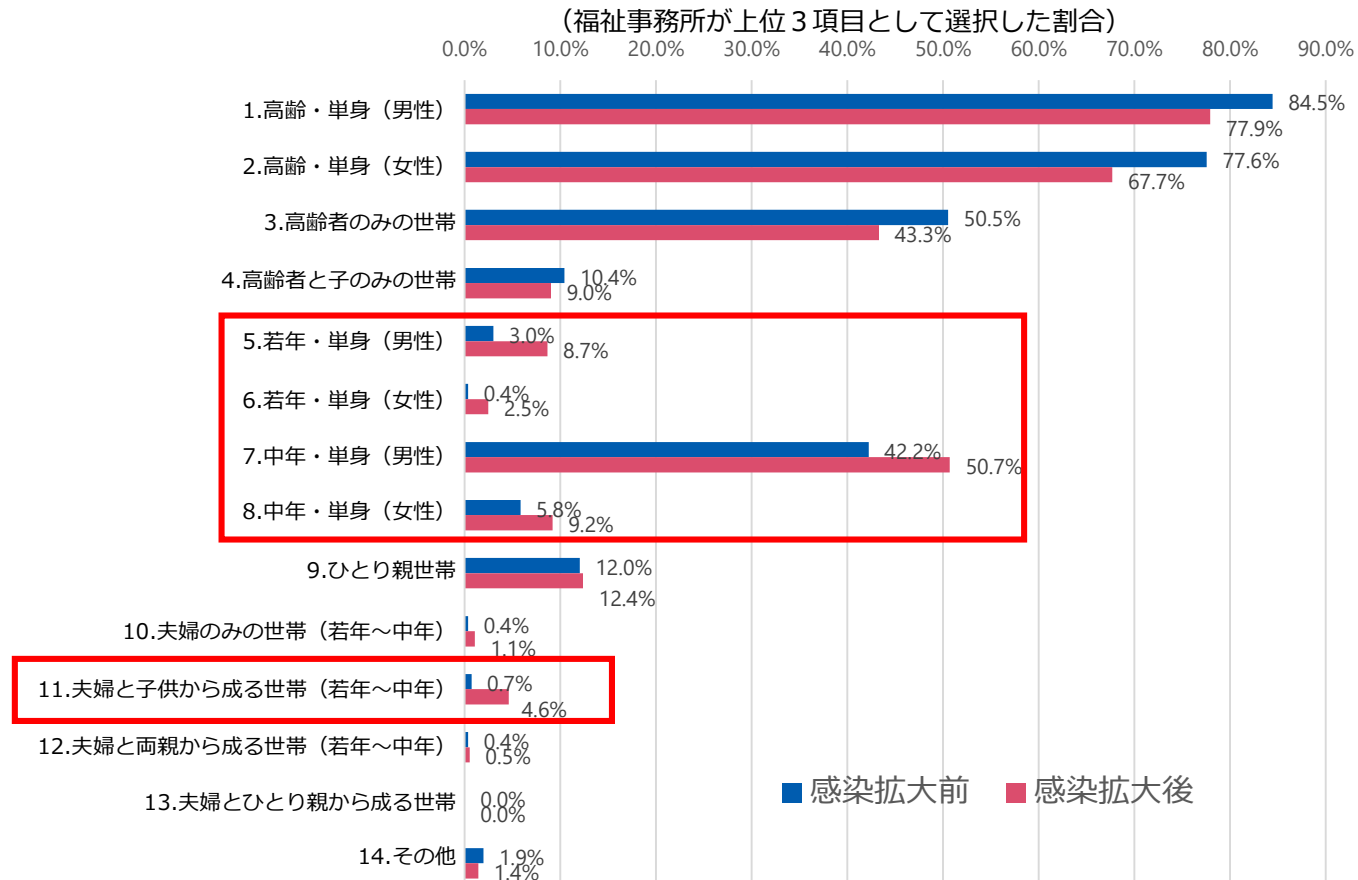
注1) 年度累計

注2) 転入による保護開始は除く。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化 —相談者の属性

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の属性を比較すると、感染拡大後の方が、「中年・単身（男性）」が8.5ポイント、「若年・単身（男性）」が少ないものの5.7ポイント高くなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の属性 (n=566)



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

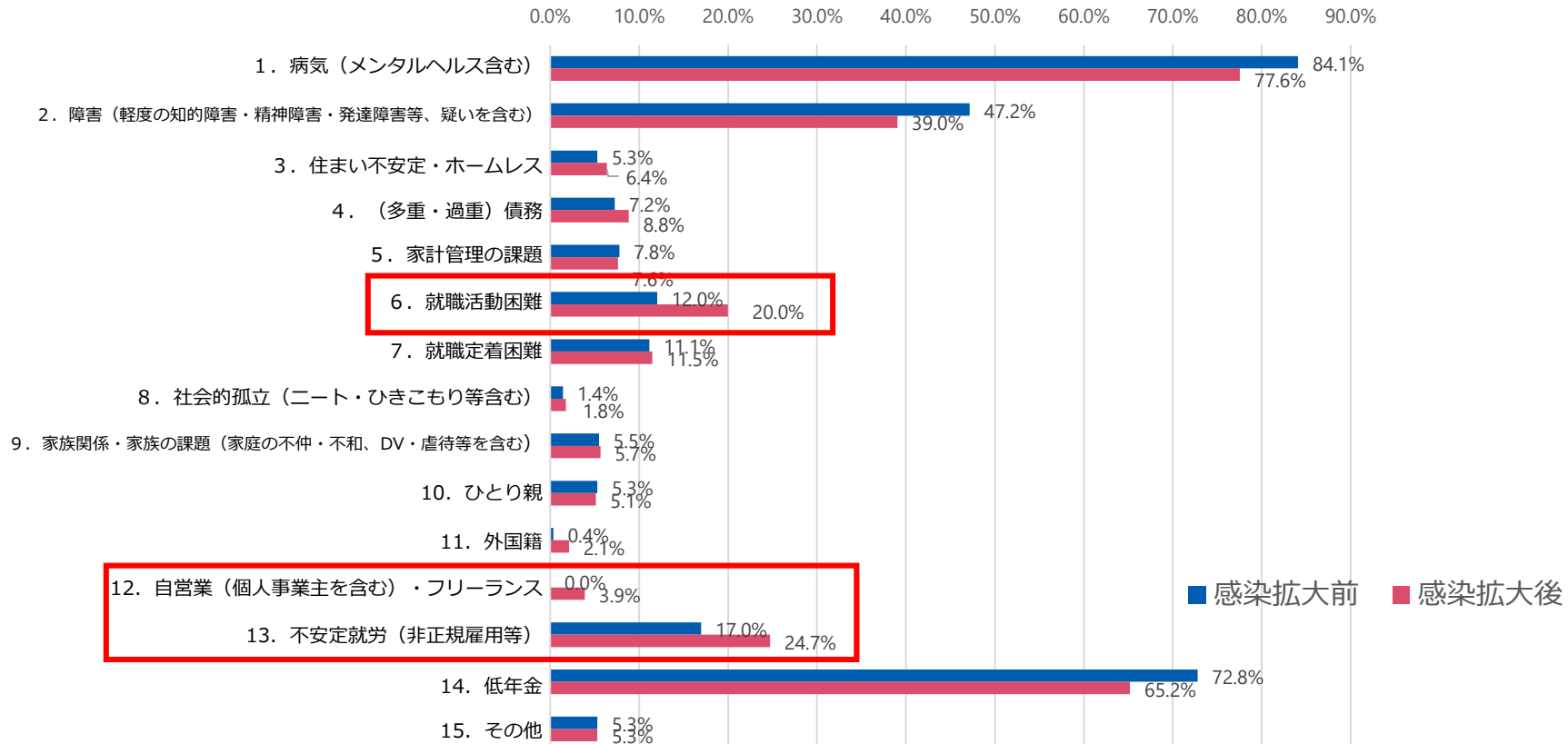
※ 福祉事務所にアンケートを行い、「感染拡大前の相談者」「感染拡大後の相談者」それぞれについて、「相談者の属性」として多いものから順に3つ選択する形式で回答。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化 —相談者の特徴

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の特徴を比較すると、「病気（メンタルヘルス含む）」、「低年金」の順に多いことは変わっていないが、感染拡大後の方が「就職活動困難」、「不安定就労（非正規雇用等）」で増加が見られる。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の特徴（n=566）

（福祉事務所が上位3項目として選択した割合）

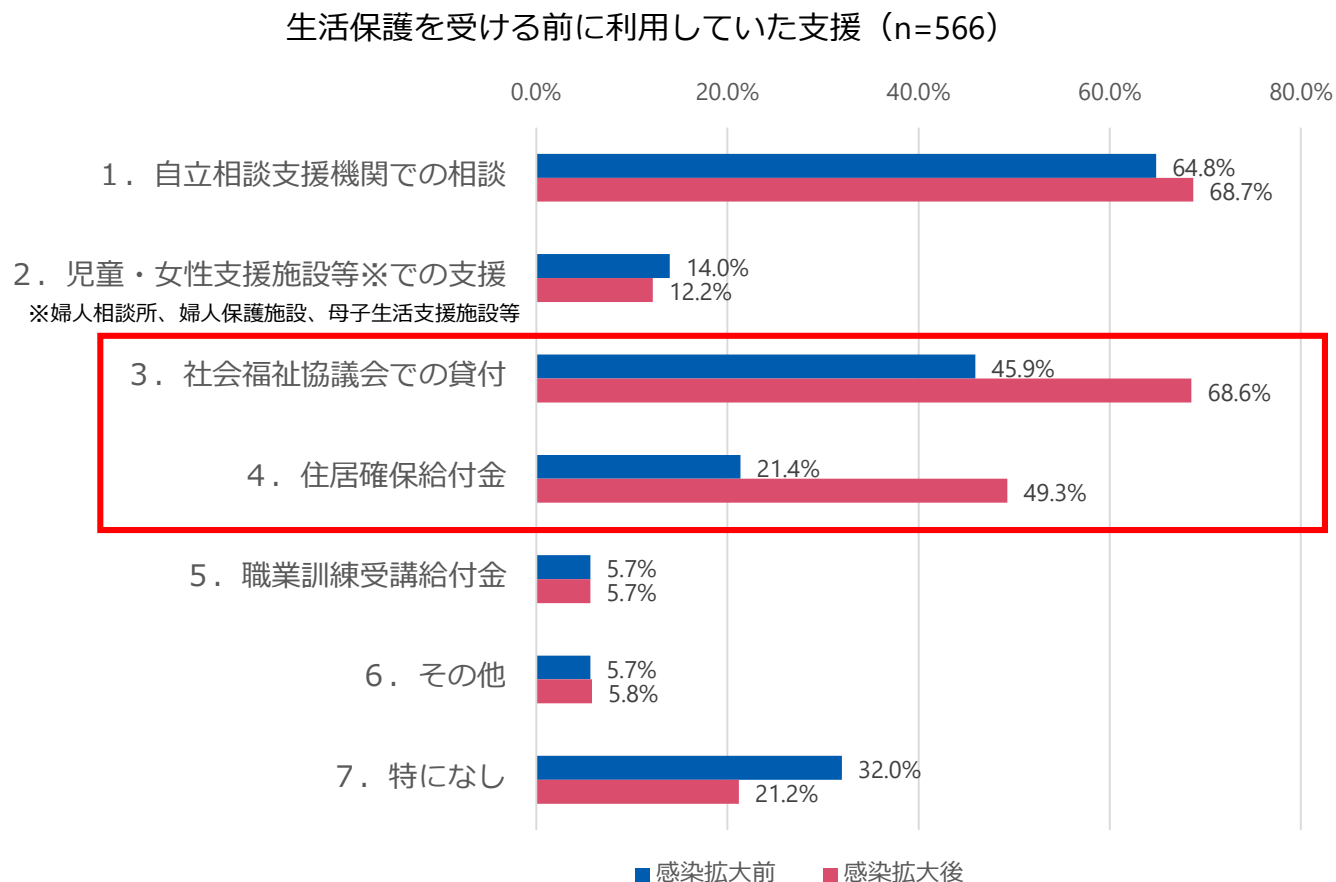


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所にアンケートを行い、「感染拡大前の相談者」「感染拡大後の相談者」それぞれについて、「相談者の特徴」として多いものから順に3つ選択する形式で回答。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化 —生活保護を受ける前に利用していた支援

- 生活保護を受ける前に利用していた支援としては、感染拡大前後とも「自立相談支援機関での相談」が最も多いが、それに次いで、感染拡大後では、「社会福祉協議会での貸付」「住居確保給付金」からのつながりが大幅に増えたことがうかがえる。



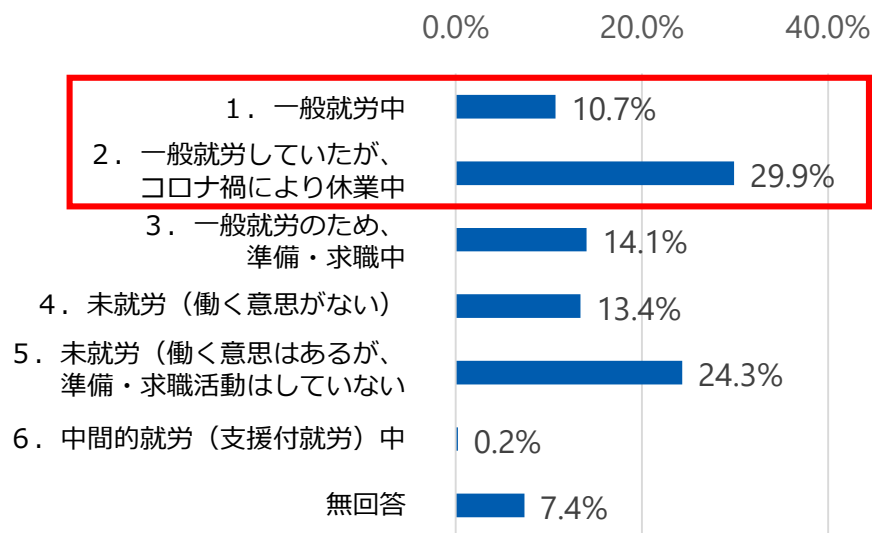
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所にアンケートを行い、「感染拡大前の相談者」「感染拡大後の相談者」それぞれについて、「生活保護を受ける前に利用していた支援」としてあてはまる選択肢全てを選択する形式で回答。

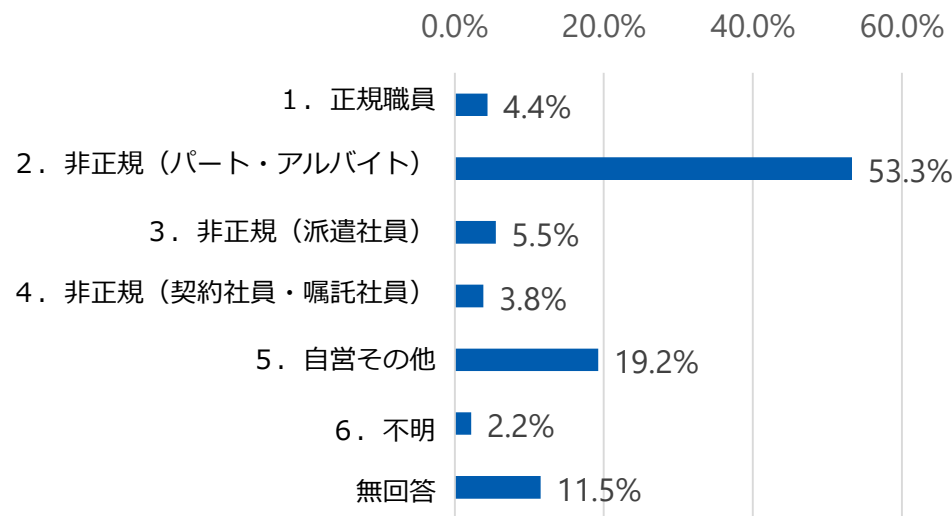
# 新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース —就労状況

- 福祉事務所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、回答を依頼した。
- 申請時の就労状況としては、「一般就労していたが、コロナ禍により休業中」が最も多かった。また、就労中もしくは就労していた方の就労形態としては、「非正規雇用（パート・アルバイト）」が約半数を占め、次いで「自営その他」が約2割であった。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースにおける申請時の世帯主の就労状況 (n=448)



新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースにおける申請時の世帯主の就労形態 (n=182)



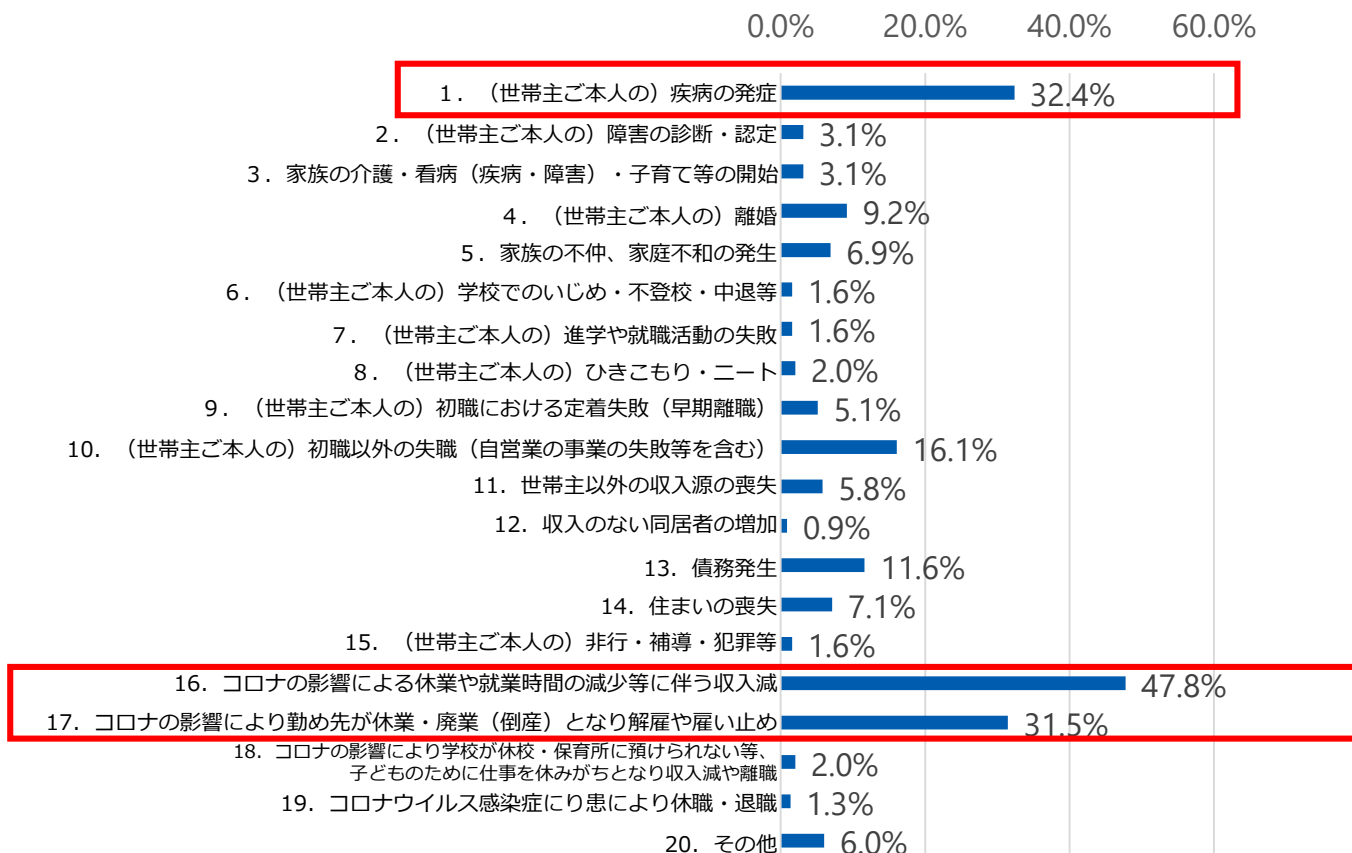
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼。保護申請時の世帯主の就労状況としてあてはまるものをひとつ選択する形式で回答。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース —ターニング・ポイント

- ターニング・ポイント（困窮状態等に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事）としては、「コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減」が最も多く、次いで「（世帯主ご本人の）疾病の発症」「コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇止め」の順に多い。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースのターニング・ポイント（n=448）



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼。

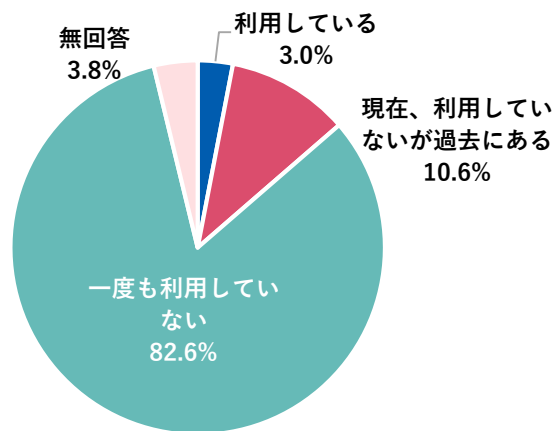
世帯主の生活歴の中での状況として、あてはまるもの全てを選択する形式で回答。

# 自立相談支援機関による支援につながった利用者へのアンケート結果

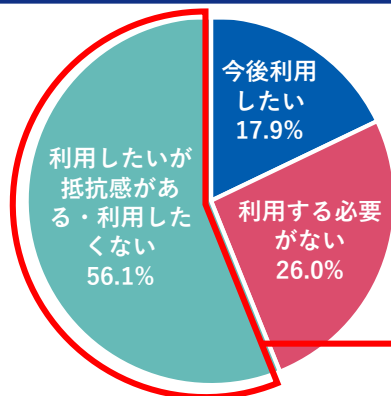
## —生活保護の利用について—

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者へのアンケートを行った結果、生活保護については、過去に利用していた者が約1割、一度も利用していない者が約8割であった。
- 生活保護の利用について、「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由としては、「車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから」、「公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから」、「自分は利用できないと思っているから」の順に多い。

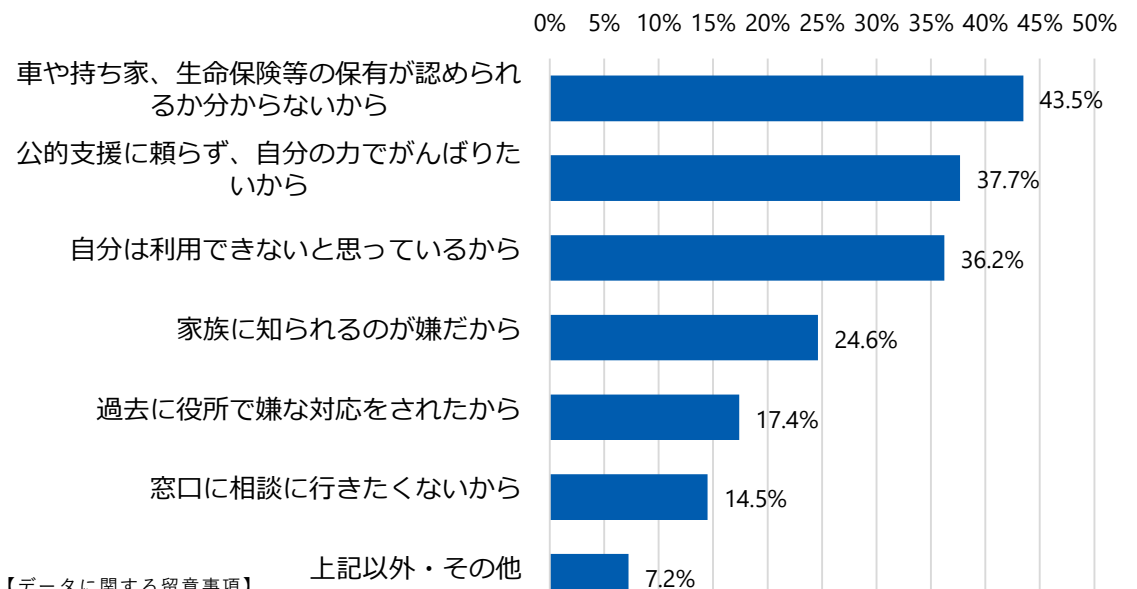
### 現在の生活保護の利用状況



### 生活保護の利用について



### 「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由



【データに関する留意事項】

- 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」相談窓口（自立相談支援機関）利用者アンケート

- ・ 調査対象：新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者287名
- ※ 「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援の実態調査（アンケート）」にて利用者アンケートへの調査協力が可能と回答した自治体32ヵ所に対して改めて調査依頼をし、21自治体が調査を実施。
- ※ 調査可能な自治体21ヵ所の自立相談支援機関から調査を依頼した利用者287名を調査対象とした。
- ・ 調査期間：令和3年11月29日～令和3年12月24日
- ・ 郵送によるアンケート調査への回答、またはQRコードを介してのインターネット上の質問票への回答
- ・ 回収率：46.0%（132人）

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について（概要）

## 1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、主に以下につき、随時、事務連絡<sup>(※)</sup>により周知

(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を発出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
  - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
  - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越ししなくてよい取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を発出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化  
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の発出)
  - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として、「20年間音信不通」を例示  
⇒「著しい関係不良」の場合として整理  
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐり対立している」、「縁が切られている」を例示)  
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
  - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

## 2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(令和2年度二次補正:4.2億円、令和2年度三次補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(以下「交付金」という。)140億円の内数、令和3年度補正予算:交付金61億円の内数)
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(令和2年度三次補正予算:4.8億円、令和3年度補正予算:2.8億円)

## 総論

- 令和2年3月以降、断続的に事務連絡を発出し、新型コロナウイルス影響下の状況において、生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項について、周知を行っている。
- 事務連絡で示しているのは、現行の保護の要件や実施要領の内容を緩和しているものではないが、平時であれば硬直化しがちな運用について、弾力的に実施できるよう、面接相談や要否判定時の対応について示したもの。一方、既存の実施要領の内容で対応できない場合は、処理基準として課長通知を発出。

## 保護の申請権侵害の防止（令和2年3月10日事務連、令和2年5月8日事務連、令和2年9月11日事務連）

- （コロナ禍の前から周知しているものであるが、）法律上認められた保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう改めて周知（3月10日）。
- こうした考え方が必ずしも徹底されていないと思われる個別事案が指摘されたことにより、再度周知（5月8日）。
- 相談を受けた現所在地の実施機関が必要な支援を行う必要がある場合は、適切に現所在地保護を実施するよう改めて周知するとともに、今般の事態に当たり、自治体の所有する施設等に一時的に避難している者が保護申請を行うような特殊な場合については、必要に応じて都道府県等において対応方針を整理するよう依頼（5月8日）。
- 相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すべきであることを改めて周知（5月8日）。
- 以下の事例は申請権の侵害に当たる可能性があることを、改めて周知（9月11日）
  - ・扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといった対応
  - ・現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することが出来ない旨の説明をするといった対応
  - ・居住用不動産の保有の可否について、相談段階において組織的な検討を行わずに、否認と判断すること

## 速やかな保護決定（令和2年3月10日事務連）

- 生活困窮者が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があるので、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、可能な限り速やかに行うよう依頼。
- 保護の適用時には、居宅生活が可能か等について十分にアセスメント等を行い、その結果等に応じて、関係部局と連携の上、適切な対応を行うよう依頼。

## 新型コロナ対策としての一連の対応について（運用面詳細版）②

### 面接相談及び訪問調査活動に係る対応（令和2年4月7日事務連）

- 感染症拡大防止の観点から、申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫するよう依頼。
- 訪問計画に基づく訪問については、当分の間、最低限度必要なもののみ実施することとするが、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認するよう依頼。
- やむを得ず所内面接を実施する場合には、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施するよう依頼。

### 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援（令和2年3月10日事務連、令和2年4月7日事務連）

#### 【リーマンショック時と同様の対応】

- 失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集するよう依頼（3月10日）。
- 申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、住宅扶助基準の範囲内で支給してよいことを示した（3月10日）。

#### 【今回新たに示した部分】

- 一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、上記によりがたい場合は、保護課宛て協議することを示した（4月7日）。

### 小学校の臨時休校に伴う学校給食費の取扱い（令和2年3月13日事務連）

- 臨時休校に伴う家庭での昼食は、通常予測される需要ではないことに鑑み、教育扶助で学校給食費を支給している世帯については、当該相当分の金額について、手元に残すことを示した（被保護者の手元に渡っている場合は返還を求めず、被保護者の手元に渡っていない場合は速やかに支給）。
- 4月7日、5月26日にも別途事務連絡を発出し、引き続き臨時休校が行われている場合は、同様であることを示した。

### 要否判定の弾力的運用①・・・稼働能力活用（令和2年4月7日事務連）

#### 【従来からの運用を周知した部分】

- 稼働能力活用については、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるかについても評価することを改めて周知した。

#### 【弾力化を示した部分】

- 新型コロナウイルスの影響下で、新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、こうした判断を留保できることを示した。

要否判定の弾力的運用②…一時的に要保護となる者の資産  
(令和2年4月7日事務連、令和2年9月11日、令和3年1月29日、令和3年4月6日)

◎自動車

【従来からの運用を周知した部分…4月7日】

- 一定の条件下での通勤用自動車の保有を認めており、失職した場合の例外的な取扱いとして、
  - ・概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、処分価値が小さい場合は、処分指導を留保可能
  - ・6か月経過後も就労活動を継続している場合は、保護開始から1年の範囲内において、処分指導を留保可能
  - ・公共交通機関の利用が著しく困難な地域においては、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めてよいとしており、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、新型コロナウイルス収束後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、上記の考え方に準じて、保有させておくよう依頼。

【弾力化を示した部分…4月7日】

- 例示として、求職しているひとり親の保育園送迎に関しては、「求職活動に必要な場合」に含めてよいことを示した。
- 自営に必要な資産(店舗、機械器具等)も同様に考えてよく、転職指導も不要であることを示した。

【期間の延長…9月11日、令和3年4月6日】

- 9月11日に、上記の「1年の範囲内」を広く適用するよう周知。
- 令和3年4月6日に、課長通知(処理基準)を発出し、保護開始後の状況の変化(例えば、新たな傷病等の発生や、再開の見込みのない自営の廃業等)により、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が収束した後に収入が増加する見込みがなくなった場合を除き、1年を超えても同様の対応をとるよう定めた。

◎民間保険…1月29日

【従来からの運用を周知した部分】

- 解約返戻金が少額であるかの判断基準について、医療扶助を除く最低生活費の概ね3箇月程度以下を目安としている。
- 保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しないかの判断基準について、医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安としている。
- 学資保険については、保護開始時の解約返戻金が50万円以下の場合としている。

【弾力化を示した部分】

- 上記に該当しない保険を有している場合であっても、まずは概ね6箇月を目途に、処分指導を留保することとして差しつかえないことを示した。

## 新型コロナ対策としての一連の対応について（運用面詳細版）④

### 転居指導の留保（令和3年2月26日事務連）

- 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越しなくてよい取扱いを示した。

### コロナにより死亡した者及びその疑いがある者の葬祭（令和3年4月7日課長通知）

- 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」で示されている遺体の取扱いについては、通常予測される需要ではないことから、以下にかかる必要最小限度の実費について、特別基準を設定できることを定めた。
  - ① 非透過性納体袋
  - ② 个人防护具（サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）に限る。）
  - ③ 消毒（非透過性納体袋への収容時のほか、ドライアイス等により非透過性納体袋が破損等した場合や、やむを得ず開封する場合に、遺体や体液等が触れた箇所に行うもの。）

### ワクチン接種に必要な移送費（令和3年4月12日事務連絡）

- ワクチン接種に必要な移送費は、「検診等」のために必要なものとして支給できることを示した。

### 自立相談支援機関との連携（令和2年3月10日事務連、令和2年4月7日事務連、令和2年7月3日事務連）

- 自立相談支援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど、緊密に連携するよう改めて留意するよう依頼（3月10日）
- 本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう依頼（4月7日）
- 総合支援資金の特例貸付の期間が延長されることに伴い、自立相談支援機関による支援の結果、要保護者となるおそれが高いと判断される者に対しては、自立相談支援機関から福祉事務所に繋がれるオペレーションとなることから、
  - ・自立相談支援機関から、本人同意の上で共有のあった情報は、要保護者、福祉事務所の面接相談員双方の負担軽減の観点から、保護の開始決定のために必要な情報や生活歴の情報として利活用してよいことを示し、
  - ・保護の申請や決定等の情報は、当該自立相談支援機関に対して適宜情報共有し、必要に応じて繋ぐことを依頼（7月3日）。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う対応と世界金融危機に伴う対応の比較

○ 新型コロナウイルス影響下においては、生活保護制度の運用面において、様々な措置を講じてきている。

事項	新型コロナ感染拡大時	世界金融危機時
申請権の侵害の防止	保護の申請権が侵害されないこと、侵害していると疑われるような行為も慎むべきことを周知	—
速やかな保護決定	申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めることを周知	申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めることを周知
資産の保有等の柔軟な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤用自動車や自営業者用の一時的な保有</li> <li>・新たに民間保険も一時的な保有を認める</li> <li>・転居指導の留保</li> </ul>	—
稼働能力の活用の判断を留保	新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについて判断を留保	—
扶養照会の運用の弾力化	扶養照会を行わない例について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年音信不通は、一定期間（例えば10年程度）と例示</li> <li>・DVの他に虐待等の場合を追加等とし弾力化</li> </ul>	—
関係機関との連携	自立相談支援機関と福祉事務所の連携について周知	生活困窮者の早期発見に向けた社会保険・水道・住宅担当部局、ハローワーク等との連携について周知
住まいの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料等の支給</li> </ul> ※ リーマンショック後、生活困窮者自立支援制度に基づき、住居確保給付金等が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス自立支援センターやホームレス緊急一時宿泊事業の実施強化</li> <li>・一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料等の支給</li> <li>・敷金の速やかな支給</li> </ul>

# 個人や世帯に対する経済的な支援策（主なもの）

- 世界金融危機（リーマンショック）時に講じられた支援策は、その後見直されて制度的に発展していたり、今回、世界金融危機時にはなかった支援内容が新たに追加されるなど、取組が充実。
- 生活保護の申請件数等が急増していない背景には、このように、雇用調整助成金等による大規模な支援を通じ労働者の雇用維持が図られたことに加え、特別定額給付金や臨時特別給付金による家計支援、さらに、緊急小口資金や総合支援資金の貸付、住居確保給付金などの支援策が集中的に講じられた影響もあると考えられる。

	世界金融危機時	この間の支援策の見直し	新型コロナ感染拡大時
休業者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の特例措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の特例措置（※世界金融危機時を上回る助成率、上限額）</li> <li>・緊急雇用安定助成金の創設</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</li> <li>・小学校休業等対応支援金</li> <li>・国民健康保険等における傷病手当金への財政支援</li> </ul>
求職者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急人材育成支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者支援制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者支援制度の特例措置</li> </ul>
福祉貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金貸付の種類統合・再編等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金の償還期限延長、総合支援資金の貸付期間の見直し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付</li> </ul>
居住確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅手当緊急特別措置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅支援給付事業</li> <li>・生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）の創設・改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金の支給対象の拡大等</li> <li>・居宅生活移行緊急支援事業</li> <li>・ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度の創設</li> </ul>
現金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額給付金（一人1万2千円、18歳以下及び65歳以上は8千円加算）</li> <li>・子育て応援特別手当（一人3万6千円）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金（一人10万円）</li> <li>・臨時特別給付金（子育て世帯：一人1万円）（低所得ひとり親世帯：1世帯5万円～）</li> <li>・子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯：児童一人当たり5万円）</li> <li>・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（一人10万円）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（支給額（月額）：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円。支給期間：3か月）</li> </ul>
保険料減免等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自発的失業者の国民健康保険料等の減免に対する財政支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自発的失業者にかかる国民健康保険料軽減制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料等の減免に対する財政支援</li> <li>・国民年金保険料免除の特例</li> <li>・標準報酬月額の特例改定（翌月改定）</li> </ul>

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティーネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナ感染症拡大時においては、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。

このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定や、その後、早期に生活保護を脱却するための自立支援までの就労支援等による一連の業務に対する人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用等に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務

面接相談件数の増

保護の決定事務処理件数の増

福祉事務所(保護の実施機関)



相談員増による対応

保護決定事務処理を行う事務員増による対応

就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応

迅速かつ適正な保護決定、  
保護決定後の就労支援等  
を行う体制を強化

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、雇用経済情勢が大きく影響を受ける中で、生活困窮者自立支援制度における支援や生活福祉資金の貸付等により、生活保護全体の新規の申請件数の増加幅は小幅に留まっている一方で、稼働年齢層である「その他世帯」については、他の世帯（「高齢者世帯」や「母子世帯」等）と比べ増加傾向に転じている状況。
- リーマンショック以降、「その他世帯」の構成割合が大きく上昇している状況を踏まえ、コロナ禍において、生活に困窮し生活保護の受給に至った稼働年齢層を中心に就労に向けた支援を積極的に行い、早期自立に向けた支援を強化する。

【事業内容】

新型コロナの影響等により失業・廃業等により生活に困窮し、被保護者となった方に対して、経済的自立を促し、早期就労に向けた支援を積極的に行う自治体をモデル的に支援する。

＜対象自治体＞

- ① コロナ禍における雇用環境の変化に応じた業種や働き方も踏まえた職場開拓を専門に行う就労支援員の増員を行う自治体
- ② 新型コロナの影響等で「その他世帯」が増えたこと（令和2年3月と現時点との比較）による対応として、生活保護法に基づく就労支援事業における就労支援員の増員を行う自治体

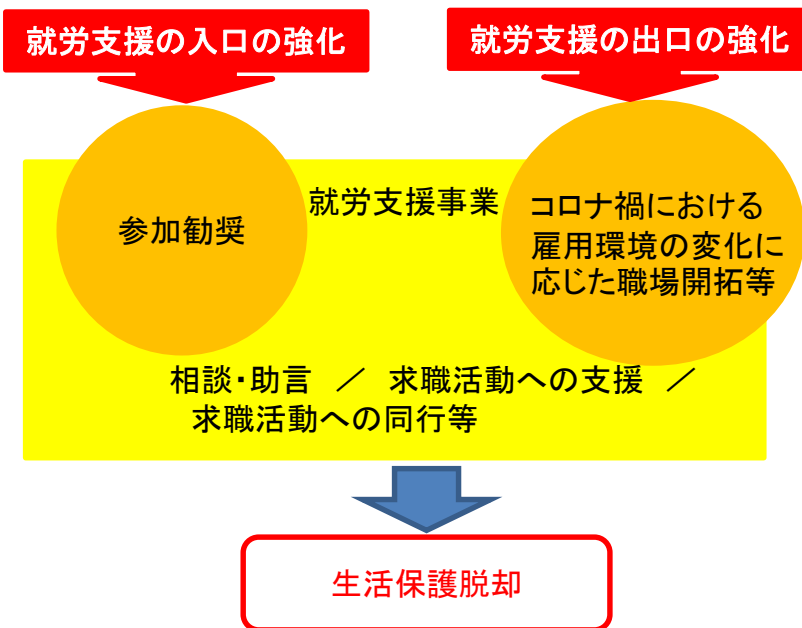
＜対象となる事業内容＞

就労支援事業への参加勧奨や、一時的に雇用環境が悪化している飲食業及び観光業から、需要が伸びている宅配業や従来から人手不足のトラック運送業、介護業などコロナ禍の求人動向や地域の企業との結びつきを強化するなどの取組を強化するために必要な経費

【実施主体】 都道府県、市、特別区、福祉事務所設置自治体  
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】 定額補助  
【所要額】 319,735千円

【事業スキーム等】



## 保護施設等における感染拡大防止対策支援事業

令和3年度補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

### 事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

### 事業内容

#### 保護施設等の衛生管理体制確保支援

##### 1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

##### 2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

##### 3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

##### 4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

##### 5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

### 事業スキーム等



補助対象者	補助率
都道府県・市・特別区・福祉事務所を設置する町村	国3/4

# コロナ禍に伴う相談体制の強化等の取組状況

- 「現在、取り組んでいる・取り組んだことがある」ものとして、「ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化」、「就労支援等の補助業務を行う職員の配置」、「要保護者に対する面接相談の相談員の雇用」の順に多く実施されていた。

相談体制の強化等取組状況 (n=566)

